

厚生労働省福岡労働局説明資料

(産業雇用安定助成金関係)

産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況①

概要

・ 産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数は、制度創設の2/5から約7ヶ月半が経過した9/30時点までに

出向労働者数: 466人分

出向元事業所数: 60所分

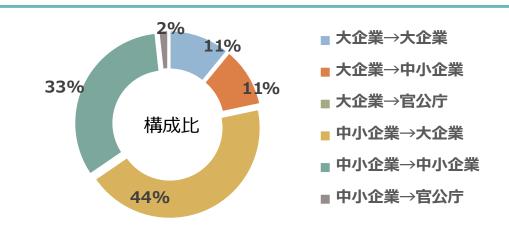
出向先事業所数: 74所分 となっている。

企業規模別

・ 企業規模別に見ると、出向元は中小企業が、出向先は大企業が最も多く、出向元における中小企業の割合は、約78%、出向先における大企業の割合は、約55%となっている。

・ 中小企業 ⇒ 大企業が最多の204人(44%)、以下、中小企業 ⇒ 中小企業153人(33%)、 大企業 ⇒ 大企業51人(11%)、大企業 ⇒ 中小企業50人(11%)

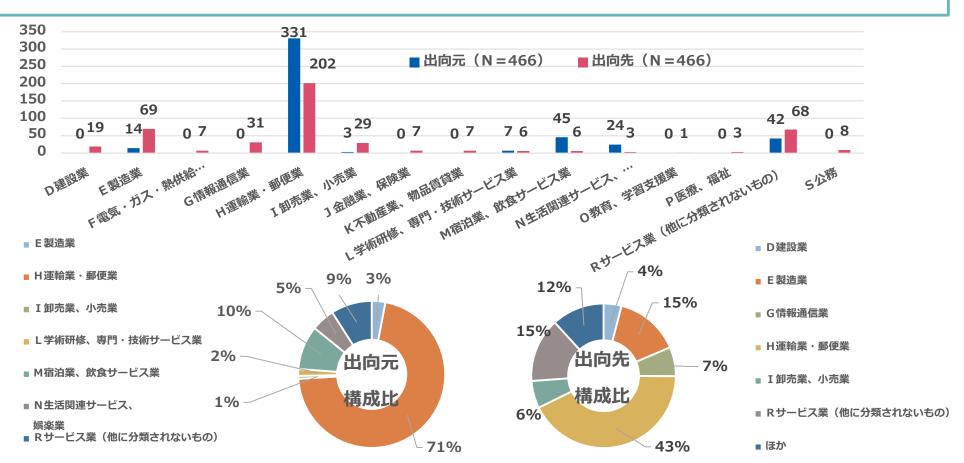
先	大企業	中小企業	計
大企業	51	204	255
中小企業	50	153	203
官公庁	0	8	8
計	101	365	466



産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況②

産業別

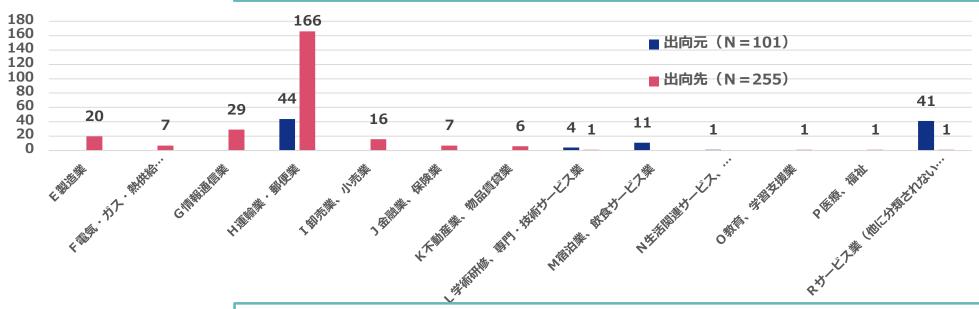
- ・ 産業別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(331人)、出向先の最多も運輸業・郵便業(202人)、 出向成立の最多は運輸業・郵便業⇒運輸業・郵便業(202人)、異業種への出向割合は50.0%
- ・ 出向元は上位3業種で全体の約90%、出向先は上位3業種で全体の約73%を占めている
- 出向元ン出向先 H運輸業・郵便業、L学術研修、専門・技術サービス業、M:宿泊業、飲食サービス業、N:生活関連サービス、娯楽業



産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況③

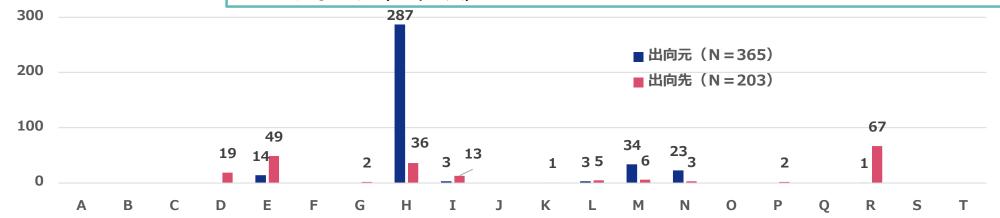
大企業:産業別

• 出向元の最多は運輸業・郵便業(44人)、出向先の最多も運輸業・郵便業(166人)



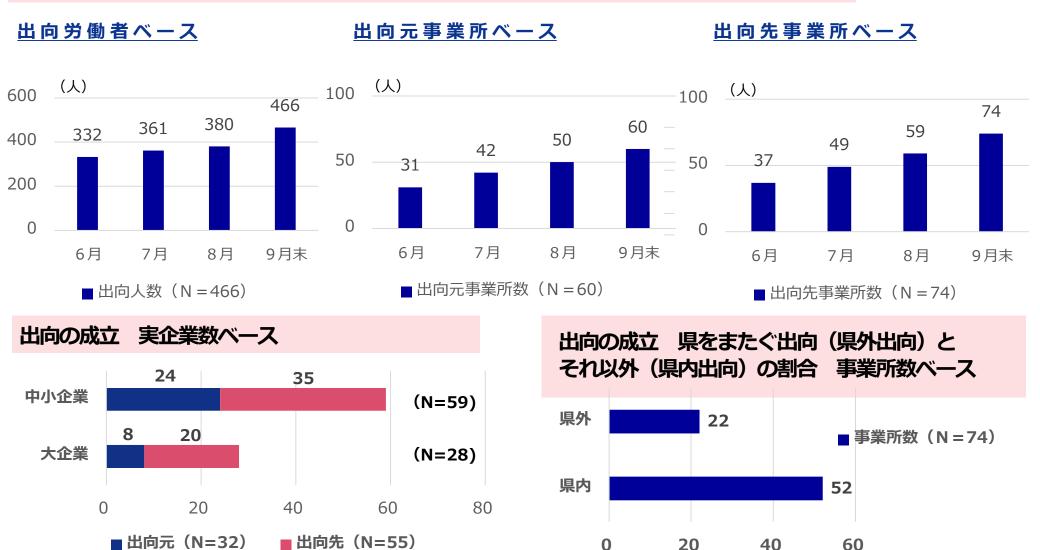
中小企業:産業別

出向元の最多は運輸業・郵便業(287人)、出向先の最多はサービス業(他に分類されないもの)(67人)



産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況④

出向労働者数・出向元事業所数・出向先事業所数 実績の推移



在籍型出向支援策及び産業雇用安定助成金の周知等について

厚生労働省

- ・厚牛労働省HP「在籍型出向支援ページ」開設
- ※トップページ上部にもリンクを掲載(4/1~8/22)
- ・在籍型出向"基本がわかる"ハンドブック作成
- ・厚牛労働省HP「産業雇用安定助成金ページ」開設
- ・産業雇用安定助成金ガイドブック作成
- ・産業雇用安定助成金FAQ作成
- ・在籍型出向に関する解説動画(二編)を YouTube「厚生労働省/MHLWchannel」で公開



【解説動画】

在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか。産業雇用安定助成 金の申請について

(在籍型出向解説編)

(産業雇用安定助成金申請解説編)









・コールセンターにおける相談対応(4/1運用開始) 一般向け【0120-60-3999】 社会保険労務士向け【03-6627-2120】









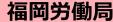
・在籍型出向支援特設サイトの開設 (福岡労働局HP内)



(福岡労働局特設ページ)

- ハローワークにおける周知
- ※求人事業所窓口におけるチラシ配布 ※求人票提出事業所へのチラシの送付
- ・福岡助成金センターにおける問知 ※雇用関係助成金支給決定企業へのDM送付

その他、各関係機関による周知・広報の実施



福岡県在籍型出向等支援協議会における 在籍型出向の周知に係る連携 (3/26 10/27)



- ・「雇用シェア説明会」**全59回**(12/16~)
- ・「雇用シェア」及び「産業雇用安定助成金」ワンストップ相談会(6/29)
- ・雇用の維持・安定、人材確保のための「支援制度説明会・ 個別相談会」(説明会10/18,19 相談会10/22)





在籍型出向支援特設サイト

福岡県在籍型出向等支援協議会における取組



「雇用シェア」及び「産業雇用安定助成金」説明会(全59回、参加企業数合計222社)

【福岡・北九州・筑豊地域】



【筑後地域】



福岡県在籍型出向等支援協議会における取組 ②

【雇用シェア」及び産業雇用安定助成金」ワンストップ相談会参加企業6社(出向相談5件、産業雇用安定助成金3件、 出向手続き2件)



雇用の維持・安定、人材確保のための支援制度説 明会・個別相談会

事業主の皆様の雇用の維持・人材確保等を支援します。 雇用の維持・安定、人材確保のための 支援制度説明会・個別相談会を開催します。 コロナ禍における雇用の維持・安定、人材の確保等を目指す事業主の皆様に支援 制度をご紹介しますので、ぜひご参加ください。 「雇用シェア(在籍型出向)」「産業雇用安定助成金」 ○新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事 業主が「雇用シェア(在籍型出向)」を実施する際の制度の流れとそれに伴う経費を助 成する「産業雇用安定助成金」をご紹介します。 ○制度改正により子会社間の出向など独立性が認められない事業主間でも利用できるよ うになり、出向元・出向先双方の賃金等の経費負担を軽減できます。 「業務改善助成金」 ○事業場内最低賃金の引き上げを図るための「業務改善助成金」の対象人数拡大や助成。 額の引き上げを行いました。 「働き方改革」 ○「働き方改革」は「魅力ある職場づくり」による生産性向上、人手不足解消を図る チャンスです。活用できる各種助成金等の支援サービスをご紹介します。 お申込みは裏面をご覧ください 会場 日時 「支援制度説明会」 両日とも午前・午後各1回開催 ①令和3年10月18日(月) 10:00~12:15 (2)令和3年10月19日(火) 13:30~15:45 産業雇用安定センター福岡事務所 会議室 福岡朝日ビル6階 「個別相談会」 (福岡市博多区博多駅前2-1-1) 13:30~16:50 ③令和3年10月22日(金) (1社 40分程度) <内容> ◆雇用シェア(在籍型出向制度)の概要について ◆産業雇用安定助成金の概要について ◆業務改善助成金の概要について ◆働き方改革支援の概要等について ◆福岡県の主な雇用維持・人材確保支援施策について ●「雇用シェア (在籍型出向制度)」とは ●「産業雇用安定助成金」とは 在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活 間の出向契約により、労働者が出向元企業と出向 動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が「在 先企業の両方と雇用契約を結び一定期間継続して 籍型出向」を実施する際に出向元と出向先の双方 勤務することをいい、従業員の雇用を守ることが の事業主に対して助成します。 「働き方改革」への支援とは ●「業務改善助成金」とは 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備 働き方改革による「魅力ある職場づくり」の実 投資など(機械設備、コンサルティング導入や人 現を支援する労務管理の専門家による相談・助言 材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の サービス (働き方改革推進センター) や労働関係 一部を助成します。 助成金を是非ご活用ください。 ■主催:厚生労働省福岡労働局・福岡県・公益財団法人産業雇用安定センター福岡事務所

■後援:経済産業省九州経済産業局

産業雇用安定助成金 これまでの制度拡充及び申請手続き改善について

制度拡充

- 産業雇用安定助成金創設(2/5~)
- 独立性が認められない事業主間における在籍型出向 (企業グループ内出向) の助成対象化 (8/1~)
- 公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合の特例 (※) (8/1~)
 - ※助成対象労働者数上限一年度1,000人、一労働者当たり助成対象期間上限3ヶ月

申請手続き改善

- 各種支援ツール開発、公開
 - ① 厚生労働省HP(在籍型出向支援ページ、産業雇用安定助成金ページ)・・各地域におけるセミナー等開催情報も公開(5/19~)
 - ② 在籍型出向"基本がわかる"ハンドブック
 - ③ 産業雇用安定助成金ガイドブック・・自治体出向の場合の記載例を追加(8/1~)
 - ④ 産業雇用安定助成金FAQ
 - ⑤ 解説動画 2 編(在籍型出向解説編、産業雇用安定助成金解説編)・・全国社会保険労務士会連合会との連携により作成、公開(5/11~)
- 産業雇用安定助成金コールセンターにおける相談対応(4/1~)
- 支給申請書の一部について、自動入力様式を厚生労働省HPに掲載(2月~)
- 産業雇用安定助成金オンライン受付開始(6/19~)
- 計画届・支給申請書・添付書類の一部について、CD及びDVDによる提出も可能とする(3/23~)
- 計画届・支給申請書の提出期限を超過した場合であっても、最大限寄り添ったきめ細かな対応によりやむ を えない事情を聴取(5/14~)
- 計画届・添付書類の一部について、出向開始後の提出も可能とする(8/1~)